

佐保地区地域ミーティング  
(通算第79回)

開催日	平成27年7月11日(土)
開催時間	午後4時～午後5時30分
会場	東福祉センター
参加者	41名



地 域 課 題	市 の 回 答
1. 少子高齢化に対応できる安全安心で高齢者や子どもにやさしいまちづくりについて	1. 高齢者を総合的に支援するために市内11ヶ所に地域包括支援センターを設置している。また、認知症の可能性のある方に事前に登録してもらい、所在が判らなくなった時に早期発見に役立てるための見守りネットワークの構築や端末機器の利用等、体制整備の準備をすすめている。
2. 市から民生委員への情報提供について	2. 市と民生がお互い信頼関係に基づいて有効に結びつくことが重要であり、情報共有をスムーズに行って従来通りの活動ができるように、保健福祉部で民生の連合会と協議している。
3. 段差や極端な横断勾配の撤廃や側道部のカラー舗装等、道路整備について	3. 交通政策課が窓口となり、関係部署と調整している。側道部のカラー舗装は指定区域内を通過する車両の最高速度を30kmに速度規制できるゾーン30という区間に指定することにより、歩行者等の安全な通行を確保する制度である。歩道の整備等もあるが、関係部署と協議しながらゾーン30の確立を図っていきたい。
4. 佐保川の桜や大仏鉄道・聖武天皇陵等の歴史探索を観光資源として活用することについて	4. 大仏鉄道記念公園周辺は歴史と文化に彩られたエリアであり、大仏鉄道の遺構を巡るルートは人気のウォーキングコースとなっている。今年の2月に「幻の大仏鉄道の遺構めぐりのマップ」を作成し、近代の建築物や鉄道構造物等をPRしている。観光トイレについては、十分協議してつくっている。また、佐保川は

<p>5. 船橋通りから桜町へ抜ける道路の拡張について</p> <p>6. 観光等の活動拠点となる施設の設置及び隣接活動地域（きたまち等）や奈良県立大学と連携したまちづくりについて</p> <p>7. 空き家の有効利用に関する取り組みについて</p> <p>8. 空き家を自治会活動の拠点施設及び防災用品の備蓄施設等として利活用することについて</p> <p>9. 過去の災害に関する分析情報並びに予測情報の公開について</p> <p>10. 防犯巡視活動の継続及び防犯研修会の支援について</p>	<p>県の管理、桜並木の所有権は県、管理は市である。遊歩道の整備についても県と連携して進めたいが、現在のところ整備計画はない。</p> <p>5. 市だけではできないので、地元の意見も踏まえて県の担当課に確認する。</p> <p>6. きたまち周辺では、「鍋屋観光案内所」「転害門観光案内所」がオープンしており、佐保地区を含めた観光拠点となることが重要だと考えている。また、奈良県立大学では地域志向を目指した人材育成を行っており、連携して観光の広報や集客を行っていく。</p> <p>7. 今年度市全域において空き家の現地調査を実施した。空き家の所有者に対して10月に立ち上げる予定の「空き家バンク」に登録を依頼し、移住希望者とのマッチングに取り組むとともに、空き家に関するセミナー及び相談会の実施、常設相談窓口の設置を予定している。</p> <p>8. 市が空き家を借り上げて提供することは考えていない。利用を希望される場合は、空き家バンク制度等により紹介した物件から、所有者と交渉していただく。空き家バンクの登録者については、公開しているので閲覧可能である。</p> <p>9. 現在地図を用いた災害データ管理システム等を用いて過去の災害情報を整理しているが、十分に活用できる状況には至っていない。一方で、今年度から同報系防災行政無線の情報配信メールに加え、「緊急告知ラジオ」や自主防災の役員の皆様に対する同報ファックス等の情報提供手段を整備しているところである。</p> <p>10. 今後とも自主防犯活動には積極的に支援したいと考えており、防犯研修会の開催については、奈良署とも調整し各種犯罪の発生状況等を情報提供する等の地域の特性に沿って充実強化を図りたい。</p>
---	--

<p>1 1. 活動活発化のための単位自治会の改編について</p>	<p>1 1. 自治会組織の統合・分割等に対して法的な制約は無いので、自治会同士の話し合いで決めていただき、新たに結成されれば地域活動推進課まで結成届の提出をお願いしたい。</p>
<p>1 2. 自治会活動に関する研修会の協働開催について</p>	<p>1 2. 各種団体と連携した活動の研修会を開催するにあたっては、ご相談に応じるとともに職員も参加するなど協働して進めていければと考えている。</p>
<p>1 3. 集会施設としての若草公民館（佐保分館）の改善及び周辺整備について</p>	<p>1 3. 空調設備老朽化等についての要望をいただいているが、短期間での対応は困難である。緊急を要する修繕には迅速に対応しており、今後も利用しやすい施設となるよう協議していく。分館周辺については、引き続き環境美化（年1回の草刈り）に努めたい。</p>
<p>1 4. 集会利用のための学校教室の開放について</p>	<p>1 4. 学校施設の目的外使用は認めていないが、学校運営には地元のご協力が欠かせないことから、佐保小学校では、各自治会が学校と連携して行う授業の打ち合わせ等の際に、会議室を使用いただいている。</p>
<p>1 5. 旧ドリームランド跡地に関して、現在の法規制下で開発可能な施設・事業について</p>	<p>1 5. 市街化調整区域内で建築できるものは「図書館、博物館等公益上必要な建築物」「ゴルフコース、1ha以上の陸上競技場、遊園地等の運動レジャー施設及び墓園」「特別養護老人ホーム、病院、保育所、学校等」である。歴史的風土保存区域平城宮跡地区、佐保山第二種風致地区、宅地造成規制区域内の規制では、各法は建築される建築物の意匠形態等や、建築するために土地を造成する場合等の基準を定めており、建築物を建築できるかどうかを規制していない。</p>
<p>1 6. 旧ドリームランド跡地の不法投棄物・不法侵入等による治安低下について</p>	<p>1 6. 昨年度公売に踏み切ったが入札はなく、跡地利用の方向性はまだ定まっていない。市として跡地が有効活用されるよう期待しているが、それまでの管理は民有地であるため、環境改善を行政が講じることには限度がある。皆様のご協力をいただくとともに、警察及び関係機関と連携して環境保全に努めたい。</p>
<p>1 7. 主要幹線道路通称一条通りの現状改善について</p>	<p>1 7. 一条高校前の交差点東側に左折専用レーンが設けられたが、度々交通渋滞が起こっていることは認識</p>

	<p>している。渋滞対策への具体的な要望、また、安全に配慮した歩道や車椅子通行可能な歩道整備の要望をいただければ、道路管理者である県へ取り次ぎたい。</p>
--	--